

電気事業法第 107 条の規定に基づく

立入検査の結果

令和 5 年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおりです。

凡例

法：電気事業法

施行規則：電気事業法施行規則

報告規則：電気関係報告規則

電技省令：電気設備に関する技術基準を定める省令

電技解釈：電気設備の技術基準の解釈

水技省令：発電用水力設備に関する技術基準を定める省令

火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

風技省令：発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

太技省令：発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

お問合せ先：九州産業保安監督部 電力安全課
M A I L : bz1-kyushu-denanka@meti.go.jp
T E L : 092-482-5520

【水力発電所】立入検査実施件数 2件

○電気事業法に関する指摘事項

(1事業場)

主な指摘事項	関係条項など
・保安規程に定められたダム水路主任技術者の職務が実施されているか確認できない。	法第42条

【火力発電所】立入検査実施件数 4件

○指摘事項 なし

【風力発電所】立入検査実施件数 2件

○発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に抵触する事項

(1事業場)

主な抵触事項	関係条項など
・基礎のグラウト調整部にクラックを確認した。	風技省令第7条

【太陽電池発電所】立入検査実施件数 25件

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に抵触する事項

(6事業場)

主な抵触事項	関係条項など
・太陽電池モジュールの破損 ・パネル受材の腐食	電技省令第4条

○発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に抵触する事項

(1事業場)

主な抵触事項	関係条項など
・アレイ面に作用する風圧荷重・積雪荷重以外の荷重算定がされていない。 ・図面と現物が異なるため構造計算書の妥当性が確認できない。	太技省令第4条

設置時の技術基準には適合しているものの、最新の技術基準に基づき改善が推奨される箇所については、「改善推奨事項」として設置者に対し通知した。

【送変電設備、配電設備】立入検査実施件数 1件

○指摘事項 なし

【需要設備】 立入検査実施件数 14件

○電気事業法及び電気事業法施行規則に違反する指摘事項
(10事業場)

主な指摘事項	根拠条項など
・電気工作物の運転又は操作基準が確認できない。	法第42条
・年次点検が行われていない。	法第42条
・保安規程で定めている点検頻度が守られていない。	法第42条
・老朽設備を取り替えること。	法第39条
・主任技術者を選任すること。	法第43条

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘事項
(1事業場)

主な指摘事項	根拠条項など
・低圧電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。	電技省令第58条

【登録調査機関】 立入検査実施件数 6件

○電気事業法に違反する指摘事項
(1機関)

主な指摘事項	根拠条項など
・当該登録調査機関が定める業務規程のとおり調査員ごとに測定器各1台が配備されていない。	法第94条